

平成 20 年度における環境物品等の調達実績の概要

宇 都 宮 大 学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法律」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1. 平成 20 年度の経緯

平成 20 年度については、同年 4 月に「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表のとおりである。

（1）目標達成状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て 100% を目標としていたが、全ての物品等の調達実績で目標を達成している。

（2）判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

購入する物品については、できる限り、判断基準より高い基準を満足する調達を行った。

（3）公共工事

ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機及び再生骨材など、判断の基準を満足する適用品を 100% 調達した。また、工事に使用する建設機械（排出ガス対策型建設機械）についても判断の基準を満足する使用が 100% となった。。

ただし、目標値については、公共工事において使用される資機材等が多種多様なことや、緊急修繕など計画外の工事もあり、設定することが難しいが、今後とも出来る限り適用品を調達することとし、より環境保全に配慮されている資材の調達を目指す。

3. その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

- ・環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努め、判断基準を超える高い基準のものを調達すること及びグリーン購入法適合品が存在しない場合は、環境物品の判断基準と同等もしくはより近い基準の物品、又は、エコマーク等が表示され環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

- ・役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、グリーン購入法を熟知し、環境保全に配慮された原材料を使用した物品及び資材等の利用を推進するように働きかけた。

4. 20年度調達実績に関する評価

本学においては、当初の年度調達目標を達成することができた。

平成21年度以降の調達においても教育研究上の必要性等を考慮しつつ引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。